

# はたしん 資産形成応援 キャンペーン 3

## はたしんではじめよう投資信託

期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

期間中、新規で下記の①②いずれか申込をいただいたお客さまに

VISAカード商品券1,000円分を先着300名様※にプレゼント！

※ただし期間中でも先着上限数に達した場合は締め切りとなり、プレゼントはお一人さま一つとさせていただきます。

①  
一般 NISA もしくはジュニア NISA 口座開設と  
新規で投資信託の買付申込  
※最低金額 10 万円以上。

②  
NISA 口座（ジュニア NISA・つみたて NISA 含）開設と  
投信自動積立申込  
※お申込者の当金庫預金口座に初回積立振替額（5,000 円以上）相当の  
残高がある方。

### 選び方のポイントは？

#### ① ライフプランにそって考える

##### (1) 資産運用の目的を明確にする

- ・「教育資金」・「住宅購入資金」・「老後の生活費」など使用目的が決まっている資金は安全性を一番に考えるとよいのでは？
- ・当面、使用予定のない資金は、収益性を重視した運用を考えるとよいのでは？

##### (2) リスクに対する許容範囲を常に考えておく

投資信託はハイリスク・ハイリターンの商品ですので、収益性も望めるかわりに、リスクもともなうおそれがありますので、ご自身でよくお考えください。

#### ② 分散投資を心がける

いくつかの金融商品に分散して投資することでリスクを抑えることができ、収益の機会も安全度も増します。

たくさんの卵を一つのかごに盛った時



かごが一つひっくり返ると



卵は全部割れてしまう

たくさんの卵を一つ一つのかごに盛った時

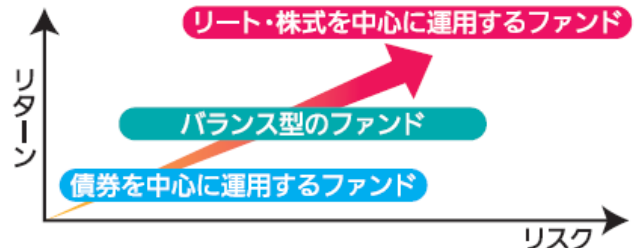


一個だけ割れるが他の卵は大丈夫

#### ③ 長期保有・時間の分散を心がける

変動リスクの軽減を図り、運用を安定させる効果が期待できます。

#### ④ 商品の特徴を理解し、ご自身に合った商品を選ぶ



ファンドごとの特徴を理解して、ぴったりのものを見つけてください。

「目論見書及び補完書面」でファンドの内容を確認して、ご自身でご判断ください。

#### ⑤ 定期的にチェックをする

「運用報告書」などを確認してファンドの運用状況をチェックすることが大切です。

●ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「投資信託説明書（交付目論見書）」等を必ずお読みください。「商品パンフレット」「投資信託説明書（交付目論見書）」等は当金庫本支店等にご用意しています。

●投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、当金庫で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

●当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。

●投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。

●投資信託は、国内外の株式や債券等に投資しているため、投資対象の価格が、金利の変動、為替の変動、発行者の信用状況の変化等で変動し、基準価額が下落することにより、投資元本を割り込むことがあります。

●投資信託には手数料等がかかります。ご購入から解約・償還までの間に直接または間接にご負担いただく費用には以下のものがあります。

\*申込手数料 \*解約手数料 \*信託財産留保額 \*信託報酬 \*監査費用・有価証券売買手数料等その他費用

上記費用を足し合わせた金額をお客さまにご負担いただけます。申込・解約時の手数料および信託報酬等は、投資信託ごとに異なります。また、その他費用は運用状況により変動します。したがって、事前に料率および計算方法等を示すことができません。詳細は、「投資信託説明書（交付目論見書）」等をご覧ください。

## ◇NISA 口座のお申し込みをご検討いただく際のご留意事項

●NISA 口座のご利用は、日本国内にお住まいの20歳以上の個人のお客さまに限ります。

●NISA 口座は、すべての金融機関を通じて、お一人さま1口座に限り、開設することができます。(金融機関を変更した場合を除く。)一定の手続きの下で、金融機関の変更が可能ですが、金融機関の変更を行い、複数の金融機関でNISA 口座を開設した場合でも、各年において1つのNISA 口座でしか公募株式投資信託を購入することができません。また、NISA 口座内の公募株式投資信託を変更後の金融機関へ移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税管理勘定で、既に公募株式投資信託を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。

●NISA 口座で当金庫が取り扱う商品は「公募株式投資信託」のみです。

●NISA 口座の損失は、特定口座や一般口座で保有する他のファンドの売却益や分配金との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。

●既に保有している投資信託等をNISA 口座に移すことはできません。

●NISA 口座でご購入いただける金額(非課税枠)は年間120万円までです。約定金額が非課税枠を超過する場合、超過分は特定口座が開設されている場合は特定預り、開設されていない場合は一般預りとして取扱われます。

●NISA 口座で保有する投資信託の分配金を再投資した場合は、新たな投資として非課税枠をご利用いただくことになります。

●NISA 口座で保有しているファンドを一度売却するとその非課税枠の再利用ができません。(そのため、短期間での売買(乗換)を前提としたお取引には適しておりません。)また、利用しなかった非課税枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。

●投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)は非課税であり、NISA 口座での非課税メリットはありません。

●非課税期間満了等により、投資信託をNISA 口座から特定口座または一般口座へ移管した場合、移管時の時価が新たな取得価額となります。したがって、移管後に売却される際に売却損がでている場合でも、課税されることがあります。

## ◇ジュニア NISA 口座お申し込みをご検討いただく際のご留意事項

●2023年12月31日までは、口座開設者が18歳(注1)になるまでに、ジュニアNISA 口座から払出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISA 口座を廃止することになります。(注2)(注1)3月31日時点で18歳である年の1月1日以降(例:高校3年生の1月以降)(注2)災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能(このときもジュニアNISA 口座を廃止することになります。)

●ジュニアNISA 口座は、すべての金融機関を通じてお一人さま1口座に限り、開設することができます。ジュニアNISA 口座開設後は、金融機関の変更ができません。(廃止後の再開設は可能です。)

●ジュニアNISA 口座で当金庫が取り扱う商品は「公募株式投資信託」のみです。

●収益(売却益や分配金)が発生しても非課税となりますが、損失が発生してもその損失はないものとみなされます。(損益通算や損失の繰越控除はできません。)

## ◇つみたて NISA をお申し込みの際は、次の点にご注意ください。

●投資が開始できるのは2018年~2037年の20年間です。

●非課税での運用期間は20年です。非課税期間中に途中売却することもできます。なお、つみたてNISAではNISAと異なり、ロールオーバーはできません。

●つみたてNISAとNISAは選択して新規に投資を行うこととなり、併用できません。ある年について、NISAを選択して新規に投資を行った場合、その年はつみたてNISAで新規に投資を行うことはできません。

●つみたてNISAが始まる2018年に一旦どちらかを選択して投資を行うと、翌年以降もその選択が自動的に継続されます。変更したい場合は、投資を行う前年の12月までに変更手続きを完了していることが必要になります。

●つみたてNISAについては、利用開始日から10年経過後およびその後5年毎に、住所等の確認が必要となります。

●つみたてNISAでは、積立契約(累積投資契約)に基づく定期かつ継続的な買付けが前提となります。

●つみたてNISAで当金庫が取り扱う商品は、つみたてNISA用の「公募株式投資信託」のみです。つみたてNISA用の「公募株式投資信託」とは、金融庁の定める要件(注)を満たし、金融庁への届出を済ませた商品のなかから、当金庫が取扱うために選定した商品です。(注)金融庁が定めた要件には、信託期間が無期限または20年以上であること、毎月分配型でないこと、販売手数料が無料かつ信託報酬率等が一定率以下であること、などがあります。

●つみたてNISAで買い付けた投資信託の信託報酬等の概算値を、当金庫から原則として年1回お知らせします。

※上記の内容は、令和4年3月現在の情報に基づき作成したものです。今後、税制等は変更されることがあります。



商号等：幡多信用金庫 登録金融機関  
四国財務局長(登金)第24号

本店：四万十市中村京町1丁目17番地  
TEL0880-34-2121(代表)  
<http://www.shinkin.co.jp/hatashin>